

東大阪市児童相談所整備基本構想の概要

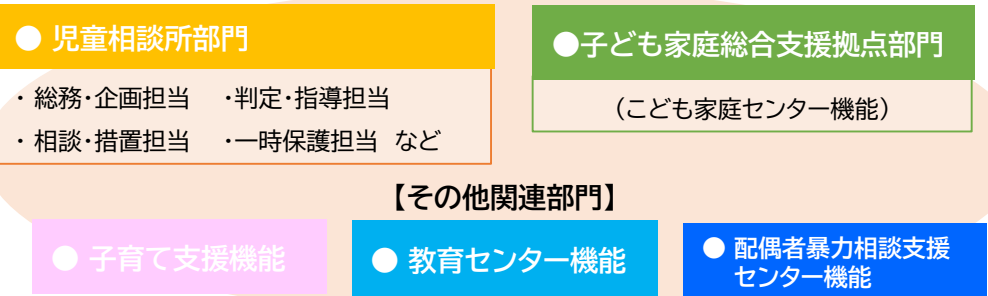
本基本構想は、『東大阪市新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画』に基づき、児童相談所、子ども家庭総合支援拠点をはじめとした子どもを育てることを支える複数の機能を持つ複合施設の基本理念や施設整備のコンセプトを示したもの。

● 基本理念

- 児童相談所をつくることを通じてめざすこと
- 子どもたちが安心して夢や希望をもって成長できるまち
- 東大阪市のすべての子どもたちの権利を尊重し、どのような事情や状況にある子どもであってもその権利を実現するまちをめざす
- みんなで子どもたちを育むまち
- 子どもも、さらにそのまわりのみんなも幸せなまちをめざす
- 児童虐待のないまち
- 当事者である子どもや家庭の事情や気持ちに向き合い、東大阪市の現実に即した虐待予防の施策を展開し、地域とともに児童虐待のないまちをめざす

● 組織構成

・組織部門



・職員配置

全体の職員数は、おおよそ最大で300人程度配置されることを想定。

No.	区 分	職員数
1	児童相談所部門（一時保護担当除く。）	100人
2	一時保護担当	56人
3	子ども家庭総合支援拠点	38人
4	その他併設機能＋各部門における非正規職員等	100人

● 施設整備

① 施設整備コンセプト

施設のあらゆる空間において「子どもの権利を尊重」することを基本コンセプトとしたうえで、

- 誰もが安心して気軽に訪問しやすい空間
- 利用者のプライバシー保護に配慮した空間
- 子ども、子育て世代(親)、子どもに係る支援関係機関・団体から様々な世代の市民まで、幅広い市民等にとって使える、学べる、過ごせる空間

② 施設規模

上記組織を構成するために必要な想定延床面積 約7,500㎡
 ※ 今後の検討により変動する可能性あり。詳細については、基本計画・設計で決定。

③ 設置場所

東部地域仮設庁舎敷地

④ 事業手法・スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10
・PFI	基本計画・PFI導入可能性調査	アドバイザー業務	設計・建設工事			運営開始
・従来型		設計	建設工事			